

松本プレミアム商品券

## よくあるご質問 Q & A

### 【松本プレミアム商品券の概要について】

Q1：松本プレミアム商品券（以下、「商品券」という。）は全部で何セット？総額いくら販売しますか？

- ・販売セット数は過去最高の17万セットを用意しています。
- ・発行総額は22億1,000万円、販売総額は17億円です。

【参考：H27】12.5万セット（発行総額：15億円、販売総額：12億5,000万円）

Q2：商品券はいくらで購入できますか？また、いくら分になりますか？

- ・1セット1万円でご購入いただき、1万3千円分のお買い物にご利用いただけます。

Q3：商品券1セット当たりの内訳は？

- ・500円券10枚、1,000円券8枚を1セットとして販売します。

### 【商品券の申し込みについて】

Q4：商品券の申し込み方法は？

- ・往復はがきによる申し込み。（往復はがきの購入場所は「Q11」をご覧ください）
- ・7月15日（水）必着で、申し込みが発行予定数を超えた場合は抽選となります。
- ・ただし、7/15時点で申し込みが発行予定数に満たない場合は、それまでに申し込みいただいた方には1人5セットを上限にご希望のセット数の商品券引換券を送付し、残券の状況によっては2次抽選の実施を検討します。

Q5：購入限度額はありますか？

- ・一人5セット（販売額50,000円、額面65,000円）が上限です。

Q6：1枚のはがきで複数名分の申し込みをすることはできますか？

- ・できません。お手数ですが、お一人1枚はがきをご準備ください。
- ・誤って1枚のはがきに複数名分のお名前を記載していただいた場合は、1名分（先頭に記載のある方）のお申込みとしての取り扱いとなります。

Q7：ハガキを1人で複数枚送った場合、抽選の当選確率は上がりますか？

- ・複数枚応募いただいた場合でも、同一申込者は1名分として取り扱いますので当選確率は上がりません。
- ・申し込みはお一人あたり1通をお願いします。

Q8：記入漏れや記入誤りがあった場合はどうなりますか？

- ・無効とさせていただきます。

Q9：商品券の申し込みができる対象は？

- ・対象は松本市民です。

Q10：申し込み者の年齢制限はありますか？

- ・ありません。

Q11：申し込みに必要な往復はがきはどこで購入できますか。

- ・郵便局でご購入いただけます。
- ・郵便局以外にコンビニ、商業施設で購入可能です。
- ・コンビニ、商業施設は取り扱っていない店舗もありますので事前に各店舗にご確認ください。

Q12：申し込みが発行総数以上にあった場合の抽選方法は？

- ・実行委員会において厳正な抽選を行います。

### 【商品券の受け取りについて】

Q13：商品券を購入する際に必要なものは？

- ・返信はがきと、購入金額分の現金をお持ちください。なお、領収書は発行されませんのでご了承ください。

Q14：商品券を購入する場所は？

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策もあり、市内43カ所の郵便局等から指定させていただきます。指定の引換場所の営業時間中での購入となります。（詳細は返信はがきに印刷されます。）

Q15：返信はがきの宛名（申し込み者）本人以外でも購入できますか？

- ・商品券との引き換えは、ご都合がつかなければ代理の方でも結構です。
- ・その際も、上記購入に必要なもの（返信はがきと、購入金額分の現金）を必ずお持ちください。

Q16：商品券の購入に電子マネーやクレジットカードは使用できますか？

- ・使用できません。現金のみの取り扱いです。

Q17：希望セット数の商品券を複数回に分けて購入することは可能ですか？

- ・できません。必ず1回でのご購入をお願いします。

Q18：申し込み時に希望したセット数よりも少ないセット数だけを購入することは可能ですか？

- ・できます。ただし、購入時に商品券の引換券は回収しますので、その後の買い足しはできません。

Q19：引換期間を過ぎても商品券を購入できますか？

- ・できません。必ず引換期間内にご購入ください。

【引換期間】令和2年7月28日（火）～令和2年8月31日（月）

## 【商品券の使用について】

Q20：商品券はどのお店で使えますか？

- ・市内にある加盟各店舗でご利用いただけます。
- ・加盟店にはポスターとステッカーを掲示します。
- ・7月3日（金）までに加盟した店舗については、7月8日（水）に松本プレミアム商品券のホームページに加盟取扱店予定一覧を掲載します。7月4日（土）以降に加盟した店舗は、随時追加掲載します。
- ・商品券を購入いただく際に、7月3日（金）までに申し込みがあった取扱加盟店舗の一覧表をお渡しします。
- ・この商品券事業は、市民の皆様にも経済回復へのご参加をお願いして、松本市を元気にする取り組みですので、ぜひ幅広い店舗でのご利用をお願いします。

Q21：商品券の有効期間は？

- ・令和2年8月1日（土）から12月31日（木）迄です。
- ・有効期間を過ぎると無効になり、払い戻しも不可とさせていただいておりますので、お早めにご使用ください。

Q22：商品券使用時におつりはできますか？

- ・おつりはできませんので、額面以上のお買い物にご使用ください。

Q23：1店舗または買い物1回当たりの商品券使用上限額はありますか？

- ・上限は設けていませんが、使用前に各加盟店舗にご確認の上ご使用ください。

Q24：商品券で購入した場合、各店のポイントカードにポイントは貯まりますか？

- ・各店舗のサービスについては、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q25：商品券とクレジットカードは併用できますか？

- ・お手数ですが、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q26：商品券の使用対象外とするものはありますか？

一般的な商品券事業の例や本事業の趣旨から下記のような支払いは対象外とします。

- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道、社会保険診療報酬等の公共料金）
- ・事業活動に伴う仕入れ商品等の購入
- ・有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・電子マネー等へのチャージ料金
- ・当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
- ・家賃、地代の支払い
- ・その他取扱加盟店が特に指定するもの（詳細は各店舗でご確認ください。）

Q27：その他、商品券を使用する際の禁止事項はありますか？

以下の行為は禁止させていただきます。

- ・商品券を他人に売却すること
- ・商品券を担保に供し、または質入れすること
- ・商品券を偽造、複製すること
- ・その他本事業の目的に相反するすべての行為

### 【返信ハガキ及び商品券の紛失・汚損等】

Q28：返信ハガキを紛失してしまいました。

- ・返信ハガキの再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q29：商品券を紛失してしまいました。

- ・商品券の再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q30：汚損した商品券は使用できますか？

- ・交換はできませんが、券面の面積が 5 分の 4 以上残っていればそのまま使用できます。

Q31：商品券が冊子からはずれた場合は使用できますか？

- ・使用できます。